

令和 8 年度

町民税・県民税
森 林 環 境 税

特別徴収事務の手引き

津南町 税務町民課

949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

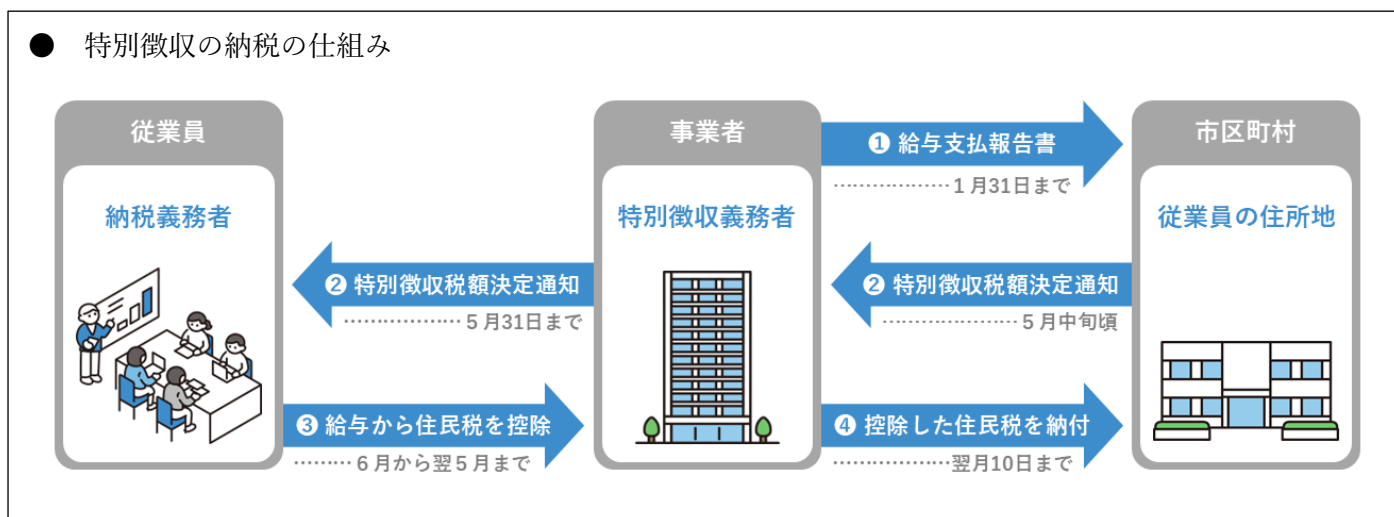
お問い合わせ先 税務班 025-765-3113

目 次

1	特別徴収の義務	1
2	特別徴収義務者の指定	1
3	特別徴収の対象となる者	1
4	特別徴収税額決定通知書の送付	1
5	納期と納入方法	2
6	特別徴収税額に変更があった場合	3
7	異動届出書等の提出.....	3
8	退職所得に係る個人住民税の特別徴収.....	9

1 特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員（納税義務者）に代わって、従業員（納税義務者）の住所地の市区町村へ納入していただく制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業者（源泉徴収義務者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税についても特別徴収していただくことが法律等で義務付けられています。



2 特別徴収義務者の指定

地方税法第 321 条の 4 の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市区町村から特別徴収義務者に指定されます。

給料日の間隔がひと月を超える、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。

● 普通徴収

主として事業所得がある者などが市区町村から送付される納税通知によって納める方法。

納期は年 4 回（6、8、10、12 月または 1 月）。市区町村によって納期の月は異なります。

3 特別徴収の対象となる者

前年中（1 月 1 日～12 月 31 日）に課税対象所得があり、本年度に個人住民税の課税が発生する者で、本年 4 月 1 日現在において、事業者（特別徴収義務者）から給与の支払いを受けている者が対象です。

4 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の特別徴収に係る徴収期間は 6 月から翌年 5 月までの 12 か月間です。市区町村は、提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年 5 月末日までに次ページの書類を事業者（特別徴収義務者）に送付します。

務者) に送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書 (特別徴収義務者用)
- ② 特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)
- ③ 納入書 (月ごとに1枚、予備2枚、計14枚)

● 特別徴収税額の本人への通知

送付された「特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)」は、個々の従業員 (納税義務者) に配付してください。

5 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日です。(この日が土、日曜日又は祝日の場合は、その翌営業日となります。) 従業員の給与から「特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を控除し、当町から送付された納入書で納入してください。

● 納入場所

第四北越銀行、大光銀行、ゆきぐに信用組合、新潟県労働金庫、魚沼農業協同組合、津南町役場会計班、ゆうちょ銀行・郵便局

※ ゆうちょ銀行・郵便局での納入を希望する場合は、下記の点にご留意ください。

- ・新潟県または長野県内のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合
同封の納入書で納入できます。
- ・新潟県または長野県外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合
初めて利用するゆうちょ銀行・郵便局に「指定通知書 (※)」を提出することで、同封の納入書により納入することができます。前年度までに既に「指定通知書 (※)」を提出済みの場合は、手続きは不要です。同封の納入書をご利用ください。

※ 指定通知書は、必要な場合に別途お送りします。お手数ですが、津南町役場 税務町民課 税務班 までご連絡ください。前年以前に「指定通知書」を提出したゆうちょ銀行・郵便局と異なるゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合も上記の手続きを再度行う必要があります。「指定通知書」を改めてお送りしますので、ご連絡ください。

● 納期の特例 (年2回納入)

給与の支払いを受ける従業員が常時 10 人未満の事業所に限り、市区町村に申請書を提出し承認を受けた場合に、毎月給与から控除した個人住民税を年2回に分けて納付できる「納期の特例制度」をご利用いただけます。納期の特例の承認を受けた場合は、個人住民税の特別徴収分の6月から11月までの分を12月10

日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに納入していただくことになります。

※ この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の給与からは毎月徴収してください。

※ 津南町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※ 承認後、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を津南町に提出しなければなりません。

6 特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額を通知した後に、異動（退職・休職・転勤など）があった場合または特別徴収税額等の課税内容に変更が生じた場合には、津南町から「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」および「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」をお送りします。

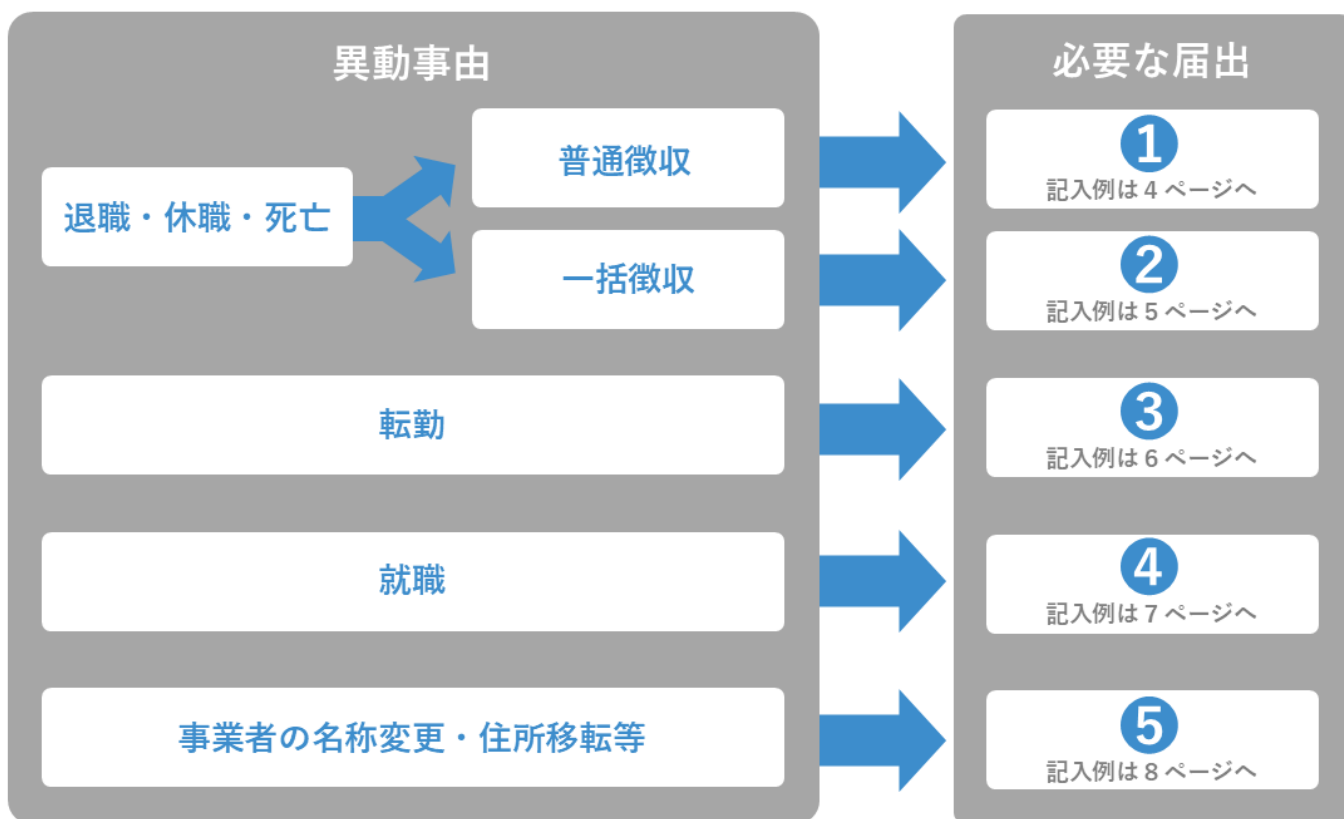
つきましては、「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は、開封せずに従業員（納税者）にお渡しいただくとともに、変更月以後については、「町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載された月割額を徴収し納入をお願いします。

7 異動届出書等の提出

退職や休職等により給与の支払いを受けなくなった者がいる場合は、必ずその事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに異動届出書を提出してください。異動届出書の提出が遅れると、退職者・休職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となることがあります。また、税額変更や普通徴収への切替処理が遅れると、納税義務者に対して一度に多額の個人住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので、提出期限は必ず厳守してください。

必要な手続きについては下記を参考にしてください。

必要な届出のフローチャート



① 退職や休職等により給与から控除できなくなった場合（普通徴収）

個人住民税を給与から控除している従業員が年の途中で退職や休職等により給与から控除できなくなり、残りの個人住民税を本人が納付（普通徴収）する場合は、「給与所得者異動届出書」を津南町役場 税務町民課 税務班に提出してください。記入例は下記のとおりです。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

新潟県中魚沼郡津南町長 殿		所在地	〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊○○番地		特別徴収義務者 指定番号	○○○○○○○	
令和○年 ○月 ○日提出		フリガナ	カブシキカイシャ ツナンマチ		宛名番号	○○○○○○○	
〔特別徴収者 給与支払者〕		氏名又は名称	株式会社 津南町		所属	給与担当	
		個人番号 又は法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○		担 当 者 氏 名	津南 次郎	
					電 話	025-○○○-○○○ 内線(○○○)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ツナン ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 の 事 由
	氏名	津南 花子		異 動 年 月 日	異 動 の 事 由		
	生年月日	昭和○○年 ○○月 ○○日		異 動 の 事 由	異 動 の 事 由		
	個人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○		異 動 の 事 由	異 動 の 事 由		
受給者番号	○○○○○○○		6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	令和4 年 9 月 30 日	異 動 の 事 由	
1月1日現在の住所	津南町大字下船渡○○○番地		120,000 円	40,000 円	80,000 円	異 動 の 事 由	
異動後の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					異 動 の 事 由	
1	9 月末退職で9月分まで特別徴収した従業員の残りの税額の徴収方法を10月分から普通徴収に変更する場合。			新しい勤務先へは、月額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号 _____	
2	(ア)年税額 120,000 円 (6月～翌年5月分) (イ)徴収済額 40,000 円 (6月～9月分) (ウ)未徴収税額 80,000 円 (10月～翌年5月分) ↑ 普通徴収税額			納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		左記の一括徴収した税額は、 _____ 円分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
3	普通徴収の場合			1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	

普通徴収の場合は、該当する番号を記載してください。

普通徴収の場合は、「3」を記載してください。

② 退職や休職等により給与天引きできなくなった場合（一括徴収）

個人住民税を給与から控除している従業員が年の途中で退職や休職等により給与から控除できなくなり、残りの税額を一括して徴収・納入（一括徴収）する場合は、「給与所得者異動届出書」を津南町役場 税務町民課 税務班に提出してください。記入例は下記のとおりです。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

新潟県中魚沼郡津南町長 殿 令和〇年 〇月 〇日提出		所在地 〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡成〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇
フリガナ カブシキカイシャ ツナンマチ		氏名又は名称 株式会社 津南町	宛名番号 〇〇〇〇〇〇
個人番号 又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		所属 津南 次郎	給与担当 津南 次郎
フリガナ ツナン ハナコ		氏名 津南 花子	電話 025-〇〇〇-〇〇〇〇 内線(〇〇〇)
生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	徴収済額 (イ) 40,000 円	未徴収税額 (ウ) 80,000 円
個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	異動年月日 令和4年 9月 30日	異動の事由 1. 退職 2. 休職 3. 長 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併 7. その他 事由・理由	
受給者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	1月1日現在の住所 津南町大字下船渡〇〇〇番地	異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 一括徴収	
異動後の住所 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。	1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 〒		
フリガナ 氏名又は名称		連絡先 電話番号 内線()	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
理由 1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日 9月25日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 80,000 円
理由 2. 異動が令和4年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理由 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	

一括徴収の場合は、「2」を記載してください。

9月末退職で9月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を、10月分で一括して納入する場合。

(ア)年税額 120,000 円 (6月～翌年5月分)
 (イ)徴収済額 40,000 円 (6月～9月分)
 (ウ)未徴収税額 80,000 円 (10月～翌年5月分)
 ↑ 一括徴収額 (納入額を同額)

一括徴収の場合は、こちらの欄の記載をお願いします。
 また、一括徴収した税額を納入する月を必ず記載してください。

⑤ 事業所の所在地や名称等に変更があった場合

事業所所在地や名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」を提出してください。ただし、この変更届出書は法人住民税の異動届出書とは異なります。法人住民税の異動届出書も併せてご提出ください。

届出日が変更年月日以降であれば変更後の名称を、変更前であれば旧名称を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

○○年 ○月 ○日 提出 津南町長 宛て	所在地 (住所) 〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡○○○番地	特別徴収義務者 指定番号 ○○○○○○○
	名称 (氏名) 株式会社 津南町	係 給与担当
	代表者の 職氏名 代表取締役 津南 太郎	担当者 連絡先 氏名 津南 次郎
	法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	電話 025 (○○) ○○○○

◎変更があった場合、すみやかに提出してください。ただし、代表者のみの変更の場合は提出不要です。
◎以下は変更箇所のみご記入ください。また、誤謬を避けるため、必ずフリガナをご記入ください。

変更年月日	△△年 △△月 △△日
-------	-------------

変更前 (旧)		変更後 (新)	
所在地	〒	〒	
フリガナ 名称	津南町 株式会社	株式会社 津南町	
書類送付先	〒	〒	
電話番号	()	()	
変更事由	1. 名称変更 2. 所在地変更 3. 送付先設定・変更 4. 合併・吸収・分割 5. その他 () ※変更事由が「4. 合併・吸収・分割」の場合、「」欄を記入してください。		
合併・吸収・分割先の事業所	名称	特別徴収義務者 指定番号	
合併・吸収・分割後の指定番号		合併・吸収・分割後の納入開始時期	
1. 旧特別徴収義務者の指定番号 [] を継続して使用する。 2. 合併・吸収・分割先の指定番号 [] を使用する。 3. 新規に指定番号を取得する。		月分 (月 日納期限分) から、 指定番号 [] で納入	

※理由が2または3の場合、転勤の「給与所得者異動届出書」を、対象者1人につき1枚ずつ提出してください。

※この変更届出書は、個人住民税の特別徴収用です。法人住民税の異動届出書とは異なりますので、ご注意ください。

変更事由や変更年月日等も記入してください。

8 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職所得にかかる個人住民税は、勤続年数に応じ所得割額が計算されます。退職手当が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当支払額から町民税・県民税を控除して翌月 10 日までに納入してください。

津南町に納入の際は、「津南町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 納入書」の表面「退職所得分」欄に退職手当等から差し引いた税額を記入して、納入ください。また、「津南町 個人町民税 個人県民税 森林環境税 納入書」の裏面の「退職所得に係る町民税県民税納入申告書」にも必要事項を記入してください。

※ 退職手当が支払われた年の 1 月 1 日時点において、従業員がお住まいの市区町村に納入します。

● 退職所得に係る個人住民税の計算方法

同一年中に 2 以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。退職所得の計算方法は所得税と同じなので、その額は所得税の課税標準額と同額になります。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{① 退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \quad (\text{※1})$$

1,000 未満は端数切り捨て

② 退職所得控除額の計算 (※2)

A. 勤続年数が 20 年以下の場合 40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)

B. 勤続年数が 20 年を超える場合 800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※1 勤続年数が 5 年以内の法人役員等については「1/2」は適用されません。

ここでの「役員等」とは次に掲げる者をいいます。

- (1) 法人税法第二条第十五号に規定する役員
- (2) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- (3) 国家公務員及び地方公務員

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり、退職した場合は上記 A または B の金額に 100 万円を加算した金額が控除されます。

● 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率 10% (市町村民税：6%、県民税：4%) を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に 100 円未満の端数がある場合は、町民税・県民税それぞれの 100 円未満の端数を切り捨てます。

● 計算例

勤続年数（※）32年で18,649,732円の退職手当等を受けた場合

・退職所得控除額

$$8,000,000 \text{ 円} + 700,000 \text{ 円} \times (32 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 16,400,000 \text{ 円}$$

・退職所得の金額

$$(18,649,732 \text{ 円} - 16,400,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 1,124,866 \text{ 円} \rightarrow 1,124,000 \text{ 円}$$

(1,000円未満端数切り捨て)

・特別徴収すべき税額

$$\text{町民税額 } 1,124,000 \text{ 円} \times 6\% = 67,440 \text{ 円} \rightarrow 67,400 \text{ 円}$$

$$\text{県民税額 } 1,124,000 \text{ 円} \times 4\% = 44,960 \text{ 円} \rightarrow 44,900 \text{ 円}$$

$$\text{特別徴収すべき税額 } 67,400 \text{ 円} + 44,900 \text{ 円} = 112,300 \text{ 円}$$

※ 退職手当等を計算するときに基礎とした年数ではなく、実際の勤続年数となります。なお、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上げて計算してください。